

令和 5 度における豊島区立図書館の特別整理期間による休館

および国民の休日にかかる館内整理日の変更について

1. 特別整理期間による休館について

(1) 休館期間

- ・駒込図書館 令和 5 年 5 月 8 日 (月曜日) から令和 5 年 5 月 9 日 (火曜日)
- ・上池袋図書館 令和 5 年 5 月 15 日 (月曜日) から令和 5 年 5 月 16 日 (火曜日)
- ・池袋図書館 令和 5 年 5 月 22 日 (月曜日) から令和 5 年 5 月 23 日 (火曜日)
- ・目白図書館 令和 5 年 5 月 29 日 (月曜日) から令和 5 年 5 月 30 日 (火曜日)
- ・千早図書館 令和 5 年 6 月 6 日 (火曜日) から令和 5 年 6 月 9 日 (金曜日)
(6 月 6 日 (火曜日) の定期休館日を含む)
- ・巣鴨図書館 令和 5 年 6 月 12 日 (月曜日) から令和 5 年 6 月 15 日 (木曜日)
- ・中央図書館 令和 5 年 6 月 19 日 (月曜日) から令和 5 年 6 月 25 日 (日曜日)

(2) 休館理由

上記期間において、豊島区立図書館 (7 館) の資料特別整理 (曝書) を行うため。

(3) 休館により停止するサービス

- ・資料の貸出、予約、貸出期間の延長
ただし、各館に設置している「ブックポスト」による返却は可能。
- ・その他、館内におけるサービス全般
※休館中は、資料の取り置き期限、貸出期間を自動的に延長します。

2. 国民の休日にかかる館内整理日の変更について

(1) 変更前の館内整理日

令和 6 年 2 月 23 日 (金・祝) : 天皇誕生日

(2) 変更後の館内整理日

令和 6 年 2 月 26 日 (月)

(3) 変更理由

令和 6 年 2 月の館内整理日 (休館日) が国民の休日に当たるため、豊島区立図書館設置条例第 4 条の規定により、上記のとおり変更する。

○豊島区立図書館設置条例（抜粋）

（開館時間及び休館日）

第4条 館の開館時間及び休館日は、[別表第2](#)のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

別表第2（第4条関係）（平27条例46・追加）

休館日		豊島区立中央図書館	豊島区立巢鴨図書館 豊島区立池袋図書館 豊島区立目白図書館	豊島区立千早図書館 豊島区立駒込図書館 豊島区立上池袋図書館
	年始	1月1日から同月4日まで		
	年末	12月29日から同月31日まで		
	定期休館日	毎月第2月曜日	毎月第1月曜日	毎月第1火曜日
	館内整理日	毎月第4金曜日（ただし、その日が国民の休日に当たるときは、委員会が別に定める日）		
	特別整理期間	1年のうち15日以内で委員会が別に定める期間		